

犬を飼っている方へ

最近、犬の放し飼いや犬のふんに対する苦情が増加しています。特に犬の飼い主は、犬に運動させたりするときには、ふんの処理をきちんとしてください。

また、犬の飼い主には「高知県犬による危害防止条例」に基づき次の事柄が義務付けられていますので注意してください。

- ◎犬の飼い主は、その飼い犬を丈夫な綱、鎖等でつなぐか犬舎に入れて飼わなければなりません。また、運動をさせるときも綱鎖等でつなぐ人に危害を加えるおそれのないようにしなければなりません。(けい留の義務)
- ◎人に危害を加える性癖のある飼い犬は、口輪を取り付けるなど必要な措置をとらなければなりません。また、飼い犬により公園、道路等の公共施設及び他人の財産を汚したり、損傷したときは、直ちに汚物の処理やその他必要な措置をとらなければなりません。(遵守義務)

◎飼い犬が不要となったときには、毎月一度不要犬の引き取り

をしていただきますので保健所か市役所へお尋ねください。飼い犬を捨てることは禁止されています。

〔捨て犬の禁止〕

※野犬等でお困りの方は、野犬等の捕獲器をお貸しします。生活環境課まで申し込んでください。

〔南国市衛生委員連合会〕

〔生活環境課〕

犬の登録

狂犬病予防注射

のお知らせ

「狂犬病予防法」により、犬を飼われている方は毎年一回犬の登録をしなければなりませんし、年一回の予防注射を受けなければなりません。

四月に定期集合注射を行いました。登録・注射ができなかった方について次の日程で行います。ご都合のよい場所に必ず

時間内においでください。

■実施日 五月二十八日(日)

■実施場所・時間

○市役所北側駐車場：午前九時～九時四十分

○稲生地区公民館：午前十時十分～十時四十分

○日章地区公民館：午前十一時～十一時三十分

○岡豊支所 午後一時～一時三十分

○長岡東部公民館 午後一時五十分～二時三十分

■料金 登録料：二千五百円、注射料：二千五百円

〔生活環境課〕

電波法違反

防止旬間

電波法では、無線設備を利用して通信を行う場合、郵政大臣の免許を受けなければならないことになっています。

しかし、電波利用の普及、高度化が進むなかでハイパワー市民ラジオ、不法アマチュア局のほか最近では、不法コードレス電話(不法自動車電話)や不法

パーソナル無線等が出回り、これらの不法無線局による放送受信障害、無線通信への混信妨害等が、依然多数発生しています。郵政省では六月一日から十日までを「電波法違反防止旬間」として、取り締まりの強化等により不法無線局の一掃を図ります。

テレビ、ラジオの受信障害、混信妨害がありましたら四国電気通信監理局(☎0899-030、5051)へご相談ください。

本年7月9日任期満了(投票日は未定)の参議員選挙においては、

投票入場券を発行する予定です。

住民票と実際の居住地が異なる有権者については、「投票入場券」が届かないこととなりますので、速やかに住民票と実際の居住地を一致させるよう手続きをしてください。

なお、「投票入場券」はハガキ形式の下記の様式を検討中です。

〔南国市選挙管理委員会〕

表面

裏面

表面

投票所 〇〇〇-〇〇

選挙

南国市

区 〇

月 日 () 日

参議院議員選挙投票日

投票区	名簿	区	区
投票所	番号	区	区

投票所入場券

投票日 月 日 ()

(午前7時から午後6時まで)

★ただし期34・35・39投票所は午後4時まで、ですのでご注意ください。

- 投票日には忘れずにご持参ください。
- 本券は、参議院議員選挙の投票日当日、投票所に持参してください。
- 有権者で投票入場券の届かない場合は、早めに選挙管理委員会までご連絡ください。

南国市選挙管理委員会 電話 089-2111

※この券は、投票用紙と一緒に投票してください。

